

運 営 規 程

＜老人保健施設 こまきの森＞

医療法人 愛仁会
老人保健施設 こまきの森

老人保健施設 こまきの森 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 医療法人愛仁会が開設する 老人保健施設こまきの森（以下「施設」という）の適切な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第 2 条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
2. 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
 3. 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 4. 介護保健施設サービス等の実施に当っては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-----------------|
| (1) 名 称 | 老人保健施設 こまきの森 |
| | 〒485-0075 |
| (2) 所 在 地 | 小牧市大字三ツ淵1945番地1 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| 管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| (2) 従業者 | |
| 医師 | 1名以上 |

薬剤師	0.4名(常勤換算)
看護職員	9名以上(常勤換算)
介護職員	23名以上(常勤換算)
支援相談員	1名以上
理学療法士又は作業療法士	2名以上(常勤換算)
管理栄養士又は栄養士	1名以上(常勤換算)
介護支援専門員	1名以上

従業者は、介護保健施設サービスの提供に当る。

(3) 事務員 2名以上(常勤換算) 必要な事務を行う。

(入所者定員)

第 5 条 入所定員は95名とする。

(保健施設サービスの内容及び利用料等)

第 6 条 介護保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及び及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導

2. その他の費用

施設は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

1. 居住費 (1日あたり)

二階	個室	1,700 円	三階	個室	1,600 円
	2人室	450 円		2人室	450 円
	4人室	450 円		4人室	450 円

2. 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。

二階	個室	0 円	三階	個室	0 円
	2人室	360 円		2人室	340 円
	4人室	0 円		4人室	0 円

3. 日常生活において通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用として日常生活費 200円、教養娯楽費110円を徴収する。

4. 理・美容代

・カ ッ ト	(カット・顔剃り・整容)	2,200 円
・パーマ	(パーマ・カット・顔剃り・整容)	4,500 円
・顔 剃 り	(顔剃り・整容)	1,500 円
・毛 染 め	(白髪染め)	1,500 円

5. 行 事 費 小旅行や観劇等の費用で参加された場合にお支払い頂きます。

6. クリーニング代 1ネット 660円

7. 食費 1日 2286円

8. 電気代1コンセントあたり

TV	1日	95 円
電気毛布	1日	22 円
携帯電話	1日	5 円
CDラジカセ	1日	7 円

(虐待の防止等)

第 7 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 8 条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設。設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第 9 条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、教務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2. 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成22年9月1日から施行する。

この規定は、平成26年3月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成27年7月1日から施行する。

この規定は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規定は、令和3年9月1日から施行する。

この規定は、令和6年6月1日から施行する。

令和元年10月1日届

令和元年10月1日実施

第6条 保健施設サービスの内容及び利用料等

2